

学術情報メディアセンター見学に関する取扱いについて

平成15年5月13日

学術情報メディアセンター見学に関する取扱いは、次のとおりとする。

1. 申込みについて

(1) 申込者

利用規程第3条に定めるセンター利用者（以下「有資格者」という。）または、センター長が特に適当と認めた者（機関・団体）。

2. 見学について

(1) 見学者

(イ) 有資格者

(ロ) (イ)以外の者で計算機に関し興味・理解をもつ学生・一般社会人（学会等で来日の外国人を含む）。

(2) 目的（範囲）

システムの見学に限る。ただし、必要に応じ運用状況等の調査に応じる場合がある。

(3) 人員

見学人員は、1回30名以内とする。

(4) 見学日及び時間

(イ) 見学日は業務の繁閑等を考慮した上で、原則としてセンターが指定した日とする。

(ロ) 見学時間は、午前9時より午後5時までとする。（正午より午後1時までは休憩中のため除く。）ただし、事情により前記時間外に見学することができる。

3. 申込方法及び承認について

(1) 申込みは、センター所定の見学申込書に必要事項を記入のうえ、事前に申込みすること。

(2) 承認できない場合は、直接申込者に連絡する。

4. その他

見学者は、申込日時の10分前にセンター（全国・学内共同利用掛）で説明書を受取り、センター係員の指示に従って見学するものとする。